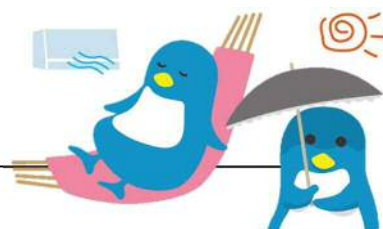


令和6年度

市民まちづくり提案事業 募集します！



〈応募期間〉

令和6年 4月1日(月)～5月7日(火)

鳥取市が抱える課題(テーマ)の解決をめざして、企画提案し、取り組んでいただける団体、事業者等を募集します。

～以下の課題(テーマ)を解決する事業を募集します～

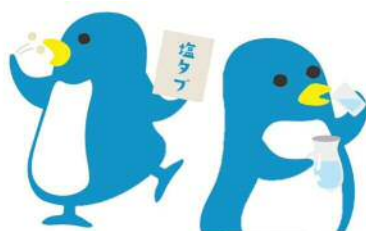
テーマ：「多様な主体で取り組む熱中症対策の取組」

目的

本市では、夏季の猛暑が市民の健康に影響を及ぼしていることを踏まえ、「鳥取市熱中症対策方針」に基づき、熱中症の予防対策を推進しています。酷暑となった令和5年度の夏季には、鳥取市における熱中症救急搬送者数は前年比約1.4倍となり、より一層の熱中症対策が求められています。

熱中症は様々な場所やケースにおいて起こりうる危険性があるため、熱中症のリスクが高い高齢者等をはじめ、幅広い年齢層に向けた熱中症予防につながる継続的な取組を募集します。

【担当課】 保健総務課



お問い合わせ・書類提出先

〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地 (市役所本庁舎2階)

鳥取市市民生活部協働推進課

電話:(0857)30-8176 FAX:(0857)20-3919

Eメール: kyodosuishin@city.tottori.lg.jp

1 この事業は・・・(事業の目的)

市民まちづくり提案事業は、市民活動団体や民間事業者等（以下、「市民活動団体等」という。）の新しい発想や柔軟性、専門性を活かした「まちづくり事業」の提案を募集し、提案団体と市が協働して取り組むことで、市政運営の課題解決につなげていくことを目的としています。

また、この事業を通じて市民活動団体等が、協働事業を提案しやすい環境づくりを進めながら、市民活動団体等と市とのよりよい協働によるまちづくりを推進していきます。

2 提案できる団体

市内に住所を置く、又は主に市内で活動している団体・事業者等で、提案する事業を自ら主体的に行っていただける方に限ります。

※提案できない団体

- ・ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体
- ・ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体
- ・ 公職選挙法第3条に規定する公職にある者（当該候補者になろうとする者を含みます。）又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする団体
- ・ 暴力団員又は暴力団やその構成員の統制下にある団体

3 提案できる事業

市が設定した行政課題（テーマ）の解決を目的として、令和6年度に実施・完了し、市と協働することによりその効果が期待できる事業の提案を募集します。

※提案できない事業

- ①政治、宗教及び営利を目的とする事業
- ②事業効果が特定の個人・団体又は地区住民のみに帰属する事業
- ③施設等の整備又は設備や備品の整備を主たる目的とする事業

4 事業の実施期間

交付決定を受けた日以降から令和7年3月31日までの期間に行われる事業が対象です。

※ただし、交付決定前の事業実施にかかる経費について、やむを得ない理由があると市長が承認した場合は補助対象となる場合があります。交付決定前の事業実施が必要な場合は、必ず事業実施前に協働推進課までご相談ください。

なお、交付決定がなされない場合、もしくは交付決定を受けた助成金額が交付申請額に達しない場合があることを、あらかじめご了承ください。

5 助成金の算出

提案事業に対する助成金は、以下の助成金額や助成対象経費に基づいて算出します。

助成率	上限額	助成件数
助成対象経費の10分の10	90万円	1件程度 (予算の範囲内で決定)

助成金交付の対象となる経費は、提案事業の実施に直接要する次の経費です。

費目	内容	
人件費	・アルバイトなど臨時スタッフの経費 ※補助の対象となる単価の上限は、1時間当たり1,100円とします。	・助成対象経費に算入できる人件費並びに団体構成員に対する報償費及び旅費は、合わせて助成対象経費の合計額又は助成金の上限額いずれか低い方の額の1/3までです。
報償費	・講師、活動指導者への謝礼、調査・研究に対する報酬など ※団体構成員に対する報償費は、その構成員が事業の主要な役割を果たしている場合に限り対象です。	
旅費	・講師、活動指導者の交通費、宿泊費の実費 ※日時・交通費・経路・運賃等を明確にしてください。 ※宿泊費は1泊9,800円を上限とします。 ※自家用車の場合は1kmあたり16円を上限とします。 ※団体構成員に対する旅費は、その構成員が事業の主要な役割を果たしている場合に限り対象です。	
消耗品費	・事務用品、書籍、材料、燃料等の物品の購入費 ※団体に経常的に使用する物品（備品）は補助対象外です。	
印刷製本費	・チラシ・ポスターの印刷代、写真の現像代など	
役務費	・郵送料、コピー代、代引手数料等の各種手数料、宅配費用など	
保険料	・イベント保険、ボランティア保険等の保険料	
委託料	・通訳・翻訳・原稿料、クリーニング代 ※事業の全部を委託することはできません。	
使用料 賃借料	・会場や設備の使用料、車両・器具のレンタル料など	

※助成対象とならない経費

次のような経費は対象となりません。ただし、事業全体を明らかにしていただくため、収支予算書には事業にかかる経費をすべて記載してください。

- ・飲食費
- ・団体の経常的な運営に関する経費（事務所の光熱水費など）
- ・参加者への金品の補助及び景品、記念品などの購入経費

【注意！（必ずご確認ください）】

助成対象経費に該当しても、次の場合は対象となりませんのでご注意ください！

- ・領収書等による支払の事実が確認できないもの
- ・交付決定前又は令和7年4月1日以後に支払われる費用
(ただし、交付決定前の経費について、事前支出承認を得ている場合を除きます。)
- ・クレジットカード・電子マネーの利用その他ポイントカードを提示して支払を行い、各種ポイントが付与されたもの※

※付与されたポイントが現金換算できる(1ポイント＝〇円で使える)と立証できる場合は、付与されたポイントを現金換算した額を差し引いて助成対象とすることができます(規約やHPの該当部分など証明するものの添付が必要です。)が、立証できない場合は全額が助成の対象から外れてしまいます。

これらのカードのご利用は可能な限りお控えください。

6 事前対話

書類の作成にあたって、担当課及び協働推進課と事前に相談することができます。

希望される提案団体は、協働推進課へメールでご連絡ください。

※日程調整が必要なためお早目にご連絡ください。

7 提出書類と提出方法

協働推進課まで次の書類をご提出ください。(※持参、郵送、メールのいずれか)

様式は市ウェブサイトからダウンロードできます。

- ①市民まちづくり提案事業実施計画書（協働事業部門）
- ②団体の会則、規約等及び会員名簿（会則等がない場合は別途ご相談ください）
- ③その他これまでの活動実績のわかる資料

8 審査・選考方法

①提案事業の審査会

提案内容の審査は、鳥取市市民まちづくり提案事業助成金（協働事業部門）審査会で行います。審査会の日程は、別途お知らせします。

<審査会の内容>

- ①提案団体からの事業内容のプレゼンテーション
- ②審査委員からの質疑応答

審査会の審査結果に基づき、市民まちづくり提案事業として助成金を交付する候補事業を市長に推薦します。

★審査のポイント ～主に次の点を審査します～

項目	内容
課題への効果	課題解決に向けて前進が期待できる内容か。
協働性	市と協働することで提案者のメリットはあるか。 市担当課の役割は妥当か。
実現性	提案団体が実行できる内容か。実現の可能性は高いか。
事業の発展性	事業の発展、広がり、波及効果などが期待できるか。
費用の妥当性	事業経費の計上は適正か。予算の収支、経費の見積もりは妥当か。

②助成金交付決定

鳥取市まちづくり提案事業（協働事業部門）審査会による審査の結果をもとに市長が助成金を交付する事業及び交付額を決定し、その結果を市民まちづくり提案事業助成金交付決定通知書により提案団体に通知します。

9 事業のながれ

時期	項目	説明
4月	提案事業のテーマの発表	この募集要項により、事業のご提案を募集します。
	事前対話	必要に応じて、担当課を交えた事前対話を行います。
	書類の提出	書類のご提出をお願いします。 詳細は、「7 提出書類と提出方法」をご覧ください。
5月 ～	事前審査	協働推進課で事前審査を行います。
	審査会	詳細は、「8 審査・選考方法」をご覧ください。
6月	提案事業の採否決定	
	助成金交付決定	市民まちづくり提案事業助成金交付決定通知書により審査結果を通知します。
事業実施		担当課と協働して事業を実施します。
事業 終了後	事業実施報告	事業報告書、写真、領収書等をご提出いただきます。
	助成金の請求・交付	概算払を希望される場合は、協働推進課までご相談ください。
事業報告会		提案団体のご協力をお願いすることがあります。

★提出していただいた書類は個人情報を除き、情報公開の対象となります。

★事業実績を市公式ウェブサイトなどで広く情報公開していきます。

令和6年度 鳥取市市民まちづくり提案事業（協働事業部門）

テーマ名	多様な主体で取り組む熱中症対策事業
テーマの背景等	<p>本市では、夏季の猛暑が市民の健康に影響を及ぼしていることを踏まえ、「鳥取市熱中症対策方針」に基づき、熱中症の予防対策を推進しています。</p> <p>酷暑となった令和5年度の夏季には、鳥取市における熱中症救急搬送者数は前年比約1.4倍となり、より一層の熱中症対策が求められています。</p> <p>様々な事業主体との連携・協働による取組を通じて、より効果的な啓発を図ることにより、熱中症予防対策の拡充につなげていきたいと考えています。</p>
募集の目的	<p>熱中症は様々な場所やケースにおいて起こりうる危険性があるため、熱中症のリスクが高い高齢者等をはじめ、幅広い年齢層に向けた熱中症予防につながる継続的な取組を募集します。</p> <p><予防啓発の事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民向け熱中症予防セミナーの開催 ・暑熱対策ポータルサイトの構築 ・クールシェルターを活用したPR・啓発事業の実施 ・熱中症予防動画の活用（デジタルサイネージ等） ・熱中症警戒アラート、暑さ指数（WBGT）の認知度向上や効果的な情報発信方法の確立 ・熱中症予防につながるイベントやワークショップの開催 等 <p><実証実験の事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・暑さ対策の効果検証を目的とした実証実験 ・IoT技術の活用による熱中症対策に向けた実証実験・アプリとの連携調整 等 <p>※IoT：Internet of Things（モノがインターネットにつながる仕組み） →気温・湿度等の計測データの分析を通じて熱中症になる危険兆候をいち早く察知し、予防行動を促す。</p>
期待する効果	熱中症予防を自分事として認識し、自ら熱中症対策を行う行動変容が図られることや、地域が一体となった予防啓発の取組が継続的に進められることを期待します。
想定する市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ類の配架 ・実証実験の協力 ・市公式ウェブサイトやラジオ等の媒体を活用した広報
担当課	保健総務課

鳥取市市民まちづくり提案事業実施計画書

1 団体概要

団体名	
代表者の役職及び氏名	役職 (ふりがな)
所在地	〒
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	
ホームページ	
担当者連絡先	ふりがな 担当者名
	住 所 〒
	電話番号
	FAX 番号
	E-mail
団体の目的	
主な活動場所	
主な活動内容・実績	

2 事業企画

事業名	
行政課題	<p>(提案事業に該当する行政課題をチェックしてください)</p> <p><input type="checkbox"/> 多様な主体で取り組む熱中症対策の取組</p>
	<p>1 行政課題に対する見解 (上記課題についてどのような考えをお持ちかご記入ください)</p> <p>2 解決の方向性 (どのようにすれば課題が解消されると考えるかご記入ください)</p>
事業のねらい	<p>(事業を行うことで行政課題にどのような効果を与えたいか、どのようにしたいかご記入ください)</p>
事業内容	<p>(事業の概要を具体的(いつ、どこで、どのような取り組みを行うか等)にご記入ください)</p>

協働の方法	(提案団体、市（担当部署）、他団体（他の団体とも協力して事業を行う場合のみ）がそれぞれ行うことをご記入ください)		
	提案団体		
	市	担当課名	
他団体	団体名		
協働の効果	(事業を行うにあたり、市と協働することでどのような効果が期待できるか、どのような利点があるか等ご記入ください。)		
その他 特筆 すべき 事項			

※市担当部署記入欄

事業について	1 事業の実現性	有	・	無
	2 行政課題の解消に関して	大いに期待できる	期待できる	効果はある
協働実施 について	1 協働の可否	可	・	否
	2 役割分担について	承知している	提案団体との協議を要する	

3 収支予算

①収入の部

費 目	金 額 (円)	内 訳
助成金		鳥取市市民まちづくり提案事業助成金
自己資金		
その他 (参加費等収入)		
合 計		

②支出の部

費 目	金 額 (円)	内 訳
補助 対象 経 費		
	小計 (A)	
補助 対象 外 経 費		
	小計 (B)	
合計 (A) + (B)		

※収入の合計額と支出の合計額が同額になるように記載してください。